

船舶事故調査報告書

令和6年5月29日

運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	火災
発生日時	令和5年3月4日 20時30分ごろ
発生場所	京浜港横浜第3区大黒ふ頭物揚場 横浜大黒防波堤西灯台から真方位326°1,330m付近 (概位 北緯35°27.5′ 東経139°41.1′)
事故の概要	押船 <sup>オリエンタル</sup> ORIENTAL 7号は、被押バージ <sup>カントウ</sup> KANTOH17号と押船列を構成して係留中、火災が発生した。
事故調査の経過	令和5年11月16日、主管調査官（横浜事務所）を指名原因関係者から意見聴取手続実施済
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	A 押船 ORIENTAL 7号、19トン 290-49470 神奈川、東洋産業株式会社 B 被押バージ KANTOH17号、不明 なし、関東鋳産株式会社
乗組員等に関する情報	船長、一級小型・特殊・特定
負傷者	なし
損傷	A 船員室に焼損 B なし
気象・海象	気象：天気 曇り、風向 北北西、風速 約3～4m/s、視界 良好 海象：波高 約0.2m
事故の経過	A 船は、船長及び甲板長ほか2人が乗り組み、船首部をB船の船尾部に連結して押船列を構成し、京浜港横浜第3区の物揚場に係留されていた。 A 船は、発電機を運転して船内に電力を供給した状態で、乗組員全員が甲板上で汚水タンク内を清掃していたところ、甲板長が船員室の入口から白煙が噴出しているのを発見し、同室で火災が発生したことを認めて乗組員全員に伝えた。 乗組員全員は、直ちに送風機を用いて白煙を排出し、持ち運び式粉末消火器及び水中ポンプを用いて海水による消火作業を行って鎮火した。 A 船は、本事故当時、船員室では照明機器、携帯電話等の充電器及び冷蔵庫が使用されていた。 船長は、船員室の電気配線から出火したのではないかと本事故後に思った。 A 船は、約4年前に中古で購入され、本事故発生までの間、絶縁抵抗測定等による漏電の調査が行われていなかった。
分析	A 船は、約4年間電気配線の点検が行われていない中、B船と押船

	<p>列を構成して係留中、船員室から出火したものと考えられる。</p> <p>A 船は、船員室で照明機器及び携帯電話等の充電器が使用されていたことから、通電状態で電気配線が漏電して出火した可能性があると考えられるが、出火場所が目撃されておらず、出火に至った状況を明らかにすることはできなかった。</p>
<b>原因</b>	<p>本事故は、約 4 年間電気配線の点検が行われていない中、A 船が、B 船と押船列を構成して係留中、船員室から出火したことにより発生したものと考えられる。</p>
<b>再発防止策</b>	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 船舶所有者は、定期的に船員室の電気配線の絶縁抵抗測定など漏電の調査を行うとともに必要に応じ、修理等整備を行うこと。</li> </ul>